平成２６年（フ）第１２８号
群馬県前橋市粕川町込皆戸180番地15
債務者　秋元　好尚
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５２号
群馬県前橋市上新田町950番地　ベストケアレジデンス悠仁
債務者　宮下　眞治
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５３号
群馬県伊勢崎市昭和町4092番地　サンセリテＡ102
債務者　阿部　圭子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５号
群馬県伊勢崎市境東285番地１　ロイヤルタウン東Ｃ
債務者　粕川　　悟
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
群馬県前橋市山王町１丁目16番地７
債務者　櫻井知香子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
埼玉県羽生市東３丁目53番２号　大塚ハイツＤ―103
債務者　今関　芳江
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４４号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保83番地５
債務者　小林　由紀
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６７号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1180番地１　町営漆原団地北棟303
債務者　横川　清乃（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３６４号
千葉市緑区あすみが丘１丁目39番地16　フラワーコーポラス202号
債務者　遠藤　ミイ
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６６号
千葉市若葉区みつわ台４丁目32番15号　クリスタルパレス202号
債務者　池澤　　歩
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９０号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目17番８号　藤和ライブタウン新検見川101号
債務者　野田　博基
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１５号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番33棟302号
債務者　古谷　紘子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１９号
千葉市若葉区西都賀４丁目11番11号　エクセル西都賀202号
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２４号
千葉県船橋市本中山２丁目12番１号　リフュージオM102号
債務者　小林　明彦
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２５号
千葉県船橋市前原西６丁目１番10棟206号
債務者　熊谷美喜子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３６号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目29番13号　エクセルＢハイム102号
債務者　稲川　　修
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４５号
京都市中京区壬生馬場町37番地16
債務者　長谷川一真
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係